

広島県公安委員会公告式規則をここに公布する。

平成21年 7 月 30 日

広島県公安委員会
委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第12号

広島県公安委員会公告式規則

(趣旨)

第1条 警察法(昭和29年法律第162号)第38条第5項の規定に基づく広島県公安委員会規則(以下「規則」という。)及び広島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の定める告示その他公表を要するものの公布又は公示に関しては、広島県公告式条例(昭和25年広島県条例第46号)その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(規則の公布)

第2条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び公安委員会名を記入して、その末尾に公安委員会委員長(以下「公安委員長」という。)が署名しなければならない。

2 規則の公布は、広島県報に登載して行う。ただし、天災事変その他やむを得ない理由により、広島県報に登載して公布することができない場合は、県庁前の掲示場及び公衆に見やすい場所に掲示して、これに代えることができる。

(規則の施行日)

第3条 規則は、特に施行日を定めるもののほか、公布の日から起算して、10日を経過した日から施行する。

(告示等の公示)

第4条 法規的な性質を有する広島県公安委員会告示その他公表を要するものを公示しようとするときは、番号、前文、年月日及び公安委員会名を記入して、その末尾に公安委員長名を記入し、公安委員長の公印(以下「公安委員長印」という。)を押さなければならない。

2 第2条第2項及び前条の規定は、前項の場合に準用する。

3 広島県公安委員会告示(法規的な性質を有するものを除く。以下同じ。)及び広島県公安委員会公告を公示しようとするときは、番号を記入して、公示事項を掲げ、年月日及び公安委員会名を記入して、その末尾に公安委員長名を記入し、公安委員長印を押さなければならない。

4 広島県公安委員会告示及び広島県公安委員会公告の公示は、広島県報に登載し、又は警察本部庁舎前、警察本部別館庁舎前若しくは広島県運転免許センター庁舎前の掲示板上に掲示して行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この公安委員会規則は、平成21年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この公安委員会規則施行の際、現に従前の広島県公安委員会公告式(昭和32年広島県公安委員会規程第2号)により公布又は公示されている規則その他の規程等については、この規則により公布又は公示したものとみなす。